

行田羽生資源環境組合議会公印規程

令和4年4月18日

議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、行田羽生資源環境組合議会の公印（次条から第4条までにおいて「議会の公印」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の名称等)

第2条 議会の公印の名称、印影、書体、寸法及び使用区分は、別表のとおりとする。

(保管)

第3条 議会の公印は、常に堅固な容器に収め錠を施す等の方法により、総務施設課長がその管理及び使用の責めに任じなければならない。

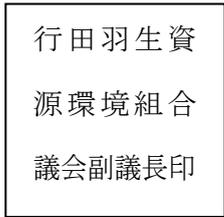
(その他)

第4条 この訓令に定めるもののほか、議会の公印に関し必要な事項は、行田羽生資源環境組合公印規程（令和4年訓令第4号）に規定する公印の例による。

附 則

この訓令は、令和4年4月18日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	印影	書体	寸法（ミリメートル）	使用区分
議長印		てん書	方21	一般文書用
副議長印		てん書	方21	一般文書用